

施術機関関係 Q & A

Q 1 指定施術機関になるにはどうしたら良いか。

A 1 申請書類一式を豊田市社会福祉事務所へ提出してください。ただし、施術機関の所在地が豊田市でも、施術する方が市外在住の場合は、提出先が異なります（詳細はQ 2を参照。）。

申請書類：①生活保護法等施術機関指定申請書

②誓約書

③申請業務の免許証の写し

※豊田市のホームページ(<http://www.city.toyota.aichi.jp>)に掲載してあります。

トップページ⇒事業者向け情報⇒手続き・届出⇒医療

⇒生活保護法による指定医療・指定介護機関申請手続き（医療機関・介護事業所等専用）

Q 2 施術者が豊田市外在住だが、指定申請書の提出先は豊田市で良いか。

Q 2 ①豊田市にある施術所の開設者が申請する場合

⇒開設者の住所に関わらず、豊田市へ提出してください。

②開設者ではない施術者が申請する場合

⇒施術者の住所地で指定することになります。

名古屋市及び中核市の場合、住所地の市役所で手続きを行ってください。

その他の市町村の場合は、愛知県庁で手続きを行ってください。

Q 3 医師からの要否判断（要否意見書の記入）がなく、被保護者の判断で受診した場合、施術費を請求しても良いか。

A 3 原則、全額被保護者の自己負担となります。そのため、被保護者の受診の可能性がある時点で、施術機関指定の申請書を提出してください。突然、被保護者が受診された場合は、担当ケースワーカーへ連絡し、施術可能か確認してください。

Q 4 捻挫等の応急処置での受診の希望があったが、受けて良いか。

A 4 指定施術機関であれば、可能です。給付要否意見書による医師の同意（②、③の処理）についても、打撲または捻挫の患部に手当する場合及び脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は、不要になります。

Q 5 施術代をレセプト請求したい。

A 5 社会保険診療報酬支払基金へ請求できる時のみ可能です。通常は、豊田市生活福祉課へ請求書を提出してください。

Q 6 請求書の様式はあるか。

A 6 豊田市のホームページ(<http://www.city.toyota.aichi.jp>)に掲載してあります。

トップページ⇒市政情報⇒市の組織⇒会計課

⇒豊田市指定請求書のエクセル版⇒豊田市請求書（物品用）よりダウンロードしてください。